

経済建設常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和6年4月12日（金） 午後1時31分～4時00分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 山宮委員長、大東副委員長、齋藤（智）、相澤、木内、野村 各委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴議員 小野塚議員
- 6 説 明 者 山口経済部長、星野農林課長兼農業委員会事務局長、地野観光交流課長
武井都市建設部長、石井建設課長、大竹建築住宅課長、関上下水道経営課長
- 7 事 務 局 武井事務局長、倉澤副主幹
- 8 議 事 (1) 経済部各課の所管・調査事項報告
(2) 経済部各課の調査事項検討・意見交換
(3) 都市建設部各課の所管・調査事項報告
(4) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換
(5) 今後の日程について

9 会議の概要

(1) 経済部各課の所管・調査事項報告

○委員長 それでは議事に入る。初めに、次第3の(1)、経済部各課の所管・調査事項報告に入る。

ア 農林課

・所管・調査事項報告

○委員長 それでは最初に、農林課の所管に係る事項について、報告及び説明をお願いします。農林課長。

○農林課長 それでは農林課の所管事項及び調査事項について報告させていただきます。

資料2ページを御覧いただきたい。ページが見えにくいと思うが、資料3枚目のパンフレットになる。

令和6年度緑の募金の協力についてである。今年も4月1日から5月31日までの2か月間において緑の募金活動を実施するので、委員の皆様にも御協力をお願いしたいと思う。詳細については、配付資料のとおりである。

次に、前回の委員会において意見交換のあった事項について調査報告をさせていただく。資料4ページから7ページを御覧いただきたい。

沼田市の農産物（米、野菜、肉類等）の生産量についてであるが、最新の情報が2020年農林業センサスになってしまうが、販売を目的とした農産物のデータによると、米については作付面積260ヘクタール、産出額は4億円である。野菜については作付面積658ヘクタール、産出額は57億3,000万円。肉類等畜産関係については、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏等の合計で1万9,828頭であり、産出額は23億円であった。

米、野菜の生産量については農林業センサスのデータではなく、全ての農業者の生産量は農林課でも把握はしていない。ちなみに、沼田市地域防災計画において市で確保してある備蓄米は現時点で1万550食であり、これ以上に必要が生じた場合には給食センターや近隣

町村などと協定を交わしており、そこで補うこととしている。

次に、８ページから１４ページを御覧いただきたい。

新年度補助事業も含めた収入保険の加入促進及び農業用電気料への助成についてどのように取り組んでいくのかについてであるが、補助事業を含め、収入保険の加入促進を図り、防霜ファン等の設置補助事業については通常での募集がなく、補正対応による募集となっているため、国の動向に注視し県と情報共有や連携を図り取り組んでまいりたいと考えている。

また、令和６年度より農業経営の安定化を図るため、群馬県農業共済事務局や利根沼田農業協同組合などと連携し、収入保険制度に加入した農業者に対して、予算の範囲内で助成を行い、加入の促進に努めてまいりたいと考えている。

助成対象の保険期間としては、対象者が加入する収入保険の保険期間のうち、令和６年１月１日から令和８年１２月３１日までの間に始まる保険開始日を１年目とする連続した３年の保険期間を対象として、１年ごとに助成を行うものとする。

２年目及び３年目の保険期間については、その直前の保険期間に係る助成金の交付を受けている場合に限り、助成金の交付対象とする。

次に、農業用電気料への助成についてであるが、予算や他業種との均衡などもあるので、実施については研究してまいりたいと思う。

次に、市内コンニャク農家への支援の取組についてであるが、特に添付資料はないが、群馬県のコンニャクの生産は全国の９割以上であり、利根沼田地区の栽培面積、生産量共に県内の４割以上である。

昨今のコンニャクの生産をめぐる事情は、社会構造の変化、コロナ禍における消費の低迷、気候変動などにより非常に厳しい状況にあると認識をしている。

今後については、収入保険への加入の推進、利根沼田農業協同組合、群馬県、近隣コンニャク産地市町村などと連携しながら、国をはじめ関係各機関に働きかけ、コスト上昇分の価格転嫁に対する理解醸成、消費の拡大を働きかけるＰＲ、輸出入、財政的支援などコンニャク生産者の安定した経営及び持続的発展のため、適宜対応してまいりたいと考えている。

次に１５ページから１６ページを御覧いただきたい。

熊が国の指定管理鳥獣となったことに伴う市の取組及び放射能の影響による肉の出荷制限に係る今後の見通しについてであるが、環境省が設置した専門家による検討会で、令和６年２月８日に対策方針として、熊を指定管理鳥獣に追加する旨を提言したことを受け、伊藤環境大臣は４月中にも指定管理鳥獣にする方針を表明したところである。

４月中に省令が施行となれば、県の指定管理鳥獣に関する計画、鳥獣保護管理事業計画、ツキノワグマ適正管理計画等の変更、また、指定管理鳥獣に指定されると、県が指定管理獣捕獲等事業を実施することができるようになり、市の取組としては、国、県からの通知等を待って対応を考慮していくこととなる。

次に、鳥獣肉の出荷制限に係る今後の見通しについてであるが、現時点では県が定めた「出荷・検査方針」に基づき、特定の施設において取り扱う野生鳥獣を全頭検査することで、基準値を下回ったものの肉を出荷できるようになっている。

一部解除の対象は、高崎市及びみどり市において有害捕獲をした鹿のみで、かつ株式会社箕輪フーズに持ち込まれるもののみが対象となっている。

本市においては今のところ出荷制限解除の見通しは立っていない状況であり、また、基準

値が継続して下回った際には、国の出荷制限解除の可能性も考えられるが、出荷先の制限、持込み方法、検査方法等に対応することは困難であり、現状は厳しい状況であると考えている。

今後も情報収集や国・県の動向にも注視し検討してまいりたいと考えている。

農林課からは以上である。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を行いたいと思う。まず報告事項、緑の募金について質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ調査事項、沼田市の農産物（米、野菜、肉類等）の生産量について質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 提出していただいた資料の赤枠で囲ってある部分、これが今課長に説明いただいた沼田市の数字になるのではないかと思うが、例えば水稻、米だと合計405経営体、260ヘクタール、46億円というので、先ほど説明されたとおりでと思うが、この赤枠がかかっているのが沼田市の生産量、生産面積ということで理解してよろしいのかどうか、まずそれを確認したいのと、例えば米の場合だと、他の市町村と比較してどうなのか、野菜がどうなのか、肉類はどうなのかという、そういう比較等というのはされているのかどうか。分かれば教えていただければと思う。

○農林課長 まず赤く囲った数字が今回の資料で沼田市の数字かということなのだが、この数字に関しては、沼田市の数字ということで御報告をさせていただきたいと思う。ただ、これは自己申告による部分もあるので、全部がこの数字でカバーされているかということ、そこはされていない部分もあるかと思うので、お含みいただければありがたいと思う。

続いて、各市町村と比較をしているかということだが、大変申し訳ないが、本日資料を用意していないので、今後ほかの市町村の数字のほうも照らし合わせながら、沼田市の現状を勉強していきたいと思うので、よろしくお願いします。

○副委員長 分かった。それで、ほかの市町村と比較をして、要するに沼田のブランドとなるような農産物、また、特色のある、売り出していけるような、そういうものをどうやって育てていくのか。ほかとの比較の中で選んでもらえる、売れるものを作っていくということで、ぜひ検討していく必要があるのではないかと思うが、そういった意味では、豚肉とか、尾瀬の何だったか、麦豚というので、沼田で売り出しているというか、そういう特色があるものとか、リンゴもそうだと思うが。まあ幾つかあるが、やはり他市と比較して沼田が特色のある、押し出していけるというようなものが、どういうものなのかということ、分かれば教えていただきたい。

○農林課長 沼田で秘めているものというのと、農産物を含め、先ほどお話した豚肉、全てのものがブランドになり得る可能性があるのだと思っている。

これも皆さんの知恵をいただきながら、また、生産者との連携をしながら、ブランドの事務局等とも相談しながら、今後ブランド化に向けた努力というか意見交換を重ねてまいりたいと思うので、現時点で細かいところまでは自分のほうで報告しきれなくて大変申し訳ないが、今後勉強してまいりたいと思うのでよろしくお願いします。

○副委員長 分かった。沼田の場合は、野菜で言うと、たくさんの品目が取れる、いろんな品目を作ることができているが、耕地面積が狭い。昭和村だとか嬬恋村みたいな大規模な畑

があるわけではないから、狭い面積であるがたくさんの品目を作れる、野菜を作れるという条件があるから、そういった意味では大規模に作っているところよりも手間をかける分だけいいものができるのではないかと。だから先ほども言ったが、これからそういう農産物のブランド化、豚だけではなくて野菜を含めて、そういうことを進めながら売り出していく。そういうことをぜひ検討していく必要性があるのではないかと。そういった意味で農協の方や生産者の方との協議をしていく必要性があるのかなと思うが、今後のそういう農産物のブランド化、今、品目を幾つか挙げているが、そういったものの開発や、特に売り出しをどうしていくのかというのを、生産者や農協を含めて、検討していく必要性があると思うが、今後の取組などについて担当課として何かあれば、最後にお聞かせいただければと思う。

○農林課長 副委員長のおっしゃるとおりだと思う。この利根沼田は中山間ということで、非常にいいもの、野菜から果樹を含めてもおいしいものができるという認識がある。当然付加価値を高めて生産者の今後の経営を安定させるということは非常に重要なことだと思うので、この辺については、おっしゃったことを注視しながら農協とも連携し、関係機関との連携を図りながら努めてまいりたいと思う。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ次に、新年度補助事業も含めた収入保険の加入促進及び農業用電気料金への助成についてどのように取り組んでいくのかについて質疑あるか。相澤委員。

○相澤委員 もう一度、農業用電気料金の考えについて、どのように進めていくのかというのをお聞かせいただけないか。

○農林課長 電気料ということなのであるが、電気とひとえに申してもいろいろな業種で電気というのは必要な条件になってくる部分が多くあると思う。いろいろな関連性があるので、電気料だけこの農業経営に対して補助する、ということになると、いろいろな経営団体等との関連もあるので、今後の研究ないし検討課題ということで考えてまいりたいと思っている。

○相澤委員 電気料金の、ここには助成と書いてあるが、そもそもりんご組合のほうで挙げた意見としては、電気を使う期間というのは限られていると。ただ基本料金は通年で支払わなければならないという中で、例えば使用している期間の基本料金だけ支払う形にするだとか、そういった交渉も含めて、助成金を払うということ以外でも、東京電力とのやりとりになるかもしれないが、対応してもらえるところ、そういったことを相談していく計画、予定はあるのかということをお聞かせいただきたい。

○農林課長 電気に関してはいろいろな契約事情というものがあると思う。家庭用に関しても、当然使っていなくても支払うような要件になっているかと思うが、ほかのいろいろな契約形態、電気に関しては東京電力との交渉が主のところになるかと思うが、この部分が農業経営に対してどのように協議の可能性があるかということについては、うちのほうでは全く分からないところであるので、今後、タイミング等を見ながら御相談のほうは、答えが出るかどうかは別として、していくようにしたいと思うので、よろしくお願いします。

○相澤委員 電気料金のことも含め、あと収入保険の件も含め、昨年、これも以前の委員会で申しあげたことがあって、重複してしまって恐縮なのだが、昨年のリンゴの被害のときに、見舞金を委員会のほうから要望して市で予算づけしたというような経緯があるので、そのと

きの委員会での意見としては、ぜひ収入保険に入っていただくだとか、防霜ファンの設置を進めていただくだとか、そういった対応を必ずしてほしいというような意見を挙げた委員もいたので、ここには助成というような、加入促進だとか助成金だとか、そういう文言で書かれてはいるが、それ以外にも、例えば先ほど言ったように電気料金の交渉だとか、もしくは、今年度どれだけ加入が進んだかという報告だとか、そういったことは継続してやっていただければと思うので、御検討のほどよろしく願います。

○農林課長 おっしゃっていることが、先ほどの電気交渉の関係と、加入促進というところになるが、加入促進の関係、令和6年度の概要を申し上げますと、継続加入ということで70件ほど、新規加入ということで現在15件ほどを見込んでおり予算を計上している。そしてこの収入保険の加入を促進していきたいということで先ほども御説明したが、1年目を1回5万円の上限ということで補助をさせていただき、それを継続的に保険加入される場合は、5万円を3年間払うということで、合計15万円になるわけであるが、これで加入促進が全て図れるということではないと思うが、現在ではこの収入保険が、生産性に被害を及ぼされた場合については、基本的には最大90%まで補填ができるという保険になっているので、この保険を推進しながら今後の農業経営を見守っていききたいと思うので、よろしく願います。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ続いて、市内コンニャク農家への支援の取組について質疑はあるか。木内委員。

○木内委員 コンニャク農家への支援ということで、どのようなことを沼田市として取り組まれるかということを聞きたいと思うが、県であるとか、その中でもコンニャクの価格の低迷に対して、群馬県の名産であるものなので、何とか産地として、名産だということを守っていただければと思うので、沼田市として何か県に……。県の状況を見ながらということになるかと思うが、何かお考えがあればお聞かせいただきたい。

○農林課長 コンニャクが低迷しているということで、今後のことについてということになると思うが、現在全国的にもコンニャクを専業でやっている方が3割程度と。残りの方はもう経営が複合的になっているということで、小規模農家の方については、低迷しているということで維持ができないという中でやめていく方も多くあるかと思う。このような中で最終的には、単価、最終的な消費の部分でお金が高く取ればいいのであろうが、なかなか全国的に難しい状況が続いているという中で、この利根沼田の生産量が、多い中で非常に難しい問題だということで認識している。そして今沼田市でどうしていくかというところは、正確な答えができないところではあるが、県の補助事業であるとか国の補助事業を活用して、コンニャク生産にもいろいろな機械が、非常に大型な機械等が必要になるので、その辺の支援をしながら、いろいろ模索していければと思うので、また御意見を重ねていただければ、今後、改善に向けて取り組んでいきたいと思う。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ次に、熊が国の指定管理鳥獣となったことに伴う市の取組及び放射能の影響による肉の出荷制限に係る今後の見通しについて質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 まず熊の関係なのであるが、結果として変更になったことによって、扱いは今の鹿とかイノシシと同じようになると。要するに市に届けを出せば捕獲が可能になるという理解でよろしいのかどうか確認をさせていただければと思う。それから出荷制限については、今のところ変更するめどが立っていないのではないかなと思うが、そういう理解でよろしいかどうか、確認させていただければと思う。

○農林課長 まず熊の指定管理鳥獣になる部分に関しては、単純に熊の数を減らすことが目標ということではなく、人と熊の軋轢であるとか、出没、あと人身被害を減らすことが究極の目標ということになっている。これまで都道府県では、現場の被害対策や緊急対応で十分調査できなかった部分、これが指定管理鳥獣にすることで、国の支援を受けながら、熊の現状を皆で調査をして、今後の熊の管理体制の在り方を細かく見極めていくための基をつくり上げていこうということである。それなので現在、熊の関係については沼田、生息地がかなり多いわけであるが、その辺の部分も今後の調査によって、熊の管理体制というものを充実させていくということで、指定管理鳥獣になった場合についてはそのような形で今後計画されるということで御理解をいただければと思う。

野生鳥獣肉の関係については、群馬県、やはり日光から赤城山にかけての部分の生息鳥獣の関係がかなり高い状況が続いている。そして熊に限らず、特にイノシシであると下を掘り起こすので、その生息地に住んでいるものは非常に高い。鹿についてはかなり移動性が、イノシシもそうなのであるが、季節移動もあり、鹿に関しては全く出ないものの中にはある。ただ、そういう話にもならず、検査すると基準値が高いものが多いということで、その辺がまだ安定せず基準値以上のものが多く占めるというところで、群馬県というか、こちらのほうに関しては販売禁止ということで示されている。

○副委員長 放射能の関係の出荷制限については了解した。感謝する。それで熊の関係だが、熊だけではなくてイノシシも鹿も猿もそうだと思うが、沼田市だけにとどまるものではなくて、近隣を動くというか、町村をまたいであちこち動くわけであるから、やはり近隣の町村との連携というのは、調査をするにしても、捕獲をするにしても、その被害に遭わないようにする対策を講じるにしても、隣接する町村と一体となって取り組んでいかないと、沼田市だけでいろいろ対策を打っても限界があるのではないかなと思うが、そういった近隣の、利根郡内の町村との協議や取組を一体となって進めるとか、そういう計画というか検討はされているのか。

○農林課長 基本的に近隣の町村との連携というものは図っていない。ただ、連絡調整の会議等があるので、出没状況であるとか被害状況というのは情報共有しているところではあるが、現在各エリアで、実施隊員の方、元々猟友会の方であるわけだが、そういう方を中心に捕獲、個体数調整ということで進められている中で、多い地区と少ない地区があるが、最終的に個体管理ということで、個体数を減らしていくことが最重要課題と思っているので、他の市町村の状況も今後密に連携を図りながら、捕獲であるとか管理体制は、情報共有して取り組んでまいるように努力していきたいと思うので、よろしくお願いします。

○副委員長 先ほど言ったように、熊にしるイノシシにしる鹿にしる猿にしる、もう沼田市とか川場村とか関係なく移動するわけだし、大体1日で30キロから50キロぐらい動くそうだから、そこは近隣の町村と連携をしながらそういった熊や鹿、イノシシ、猿も含めてであるが、ほかの鳥獣も含めてそうであるが、この状況でどういう動きをしているのかという

のを共有しながら、近隣の町村と一体となった対策を打っていかないと、もう沼田だけでしゃかりきになってやっても、もう無理だというふうに思うのである。だからそこは、近隣の町村との情報の共有はされているということで、それは大いにいいことだと思うが、対策についての一体となった取組が進められるような協議というのは、これから必要なのではないかと思うのである。動物、そういった鳥獣を管理していくということ、全部いなくなってしまえばいいとは思わないが、適正数を管理していくということになれば、そういった近隣の町村との一体となった取組が必要ではないかと思うので、また機会があったら利根郡内の取組の状況もお聞かせいただければと思うが、改めて再度、くどいようであるが、沼田市としてのこれからの取組についてのお考えがあればお聞かせいただきたい。

○農林課長 取組という中で、今後も問題になってくることは、実施隊員の確保、人数が大分激減しているので、今後考えていかなければならない課題だと思っている。

そして2つ目なのであるが、沼田市というか旧利根村と昭和村に関しては協議を重ねて、町村境であるが、そこについては恒久柵を連結して侵入防止を図りましょうということで協議を重ねて、工事を実施したような経過もある。国道とか県道、道路関係は塞げないが、そのような協議を持ちながら対応しているケースもある。そして今後の細かい捕獲の関係が非常に重要になってくるとは思うが、獣の現地状況というのを把握しながら、地元の生息、出没状況を密に把握しながら対応していかなければ……、鳥獣の気持ちになっていろいろ考えないと分からない部分もあるので、その辺は今後詰めていきたいと思うが、やはり沼田市役所職員が、センターに詰めているわけだが、異動等もあり、異動してしまうとまた新たな部分から勉強しなければならないというところもあり、せっかく覚えたのに鳥獣の複雑な知識であるか、その辺が覚えられないということもあるので、職員の鳥獣に対する考え方、また扱い方も含めて、専門の業者も入っているが、煮詰めたり検討、研究していく必要があるかと思うので、この辺については今後の研究、検討課題と思っているところである。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で農林課を終了する。

イ 農業委員会事務局

・所管・調査事項報告

○委員長 続いて、農業委員会事務局の所管に係る事項について報告願う。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 それでは引き続き農業委員会の所管事項について報告させていただきます。資料の18ページを御覧いただきたい。

まず、令和5年度における農地法の許可状況についてであるが、第3条許可が52件、第4条許可が8件、第5条許可が96件であった。各内訳については記載のとおりである。

次に、19ページを御覧いただきたい。

農業後継者応援事業、ぬまた農縁についてであるが、農業に従事、または興味がある独身男性及び女性を農業で結び、沼田市の農業人口を増やすための取組で、令和4年度から始めた事業であり、今年度は3回の農業体験や各種イベントを計画している。テラス沼田や市内各所にポスターの掲示を行っており、また、沼田市のホームページやインスタグラム、ユー

チューブ等により広く情報提供をしている。委員の皆様においても周知等御協力をお願いする。詳細については配付資料のとおりである。

○委員長 報告が終わった。報告事項について順次質疑を行う。まず令和5年度許可状況について質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ次に、ぬまた農縁について質疑はあるか。木内委員。

○木内委員 農縁についてであるが、以前にお答えをいただいた場面があったかもしれないが、前年であるところのどのくらいの縁が結ばれたか、分かれば教えていただきたいと思う。

○農業委員会事務局長 縁がどれくらいあったかということであるが、令和5年度に関してはなかった。令和4年度で縁があり、現在結婚には至っていないが、令和4年度に出会った方が、現在もお付き合いをしているということで、睦ましく付き合いが継続されているということで報告のほうは受けている。

○委員長 ほかに。相澤委員。

○相澤委員 農縁のそもそもの趣旨や目的なのであるが、要は農業に興味がある方々に集まってもらい、もしくは就労している人たちに集まってもらって、結婚を促して地域で就農してもらうことが目的ということなのか、元々の趣旨というところを一度御説明いただければと思う。よろしくお願いします。

○農業委員会事務局長 農縁ということで、これが始まっているわけだが、婚活事業ということで、農家の跡取りである男の子たちや息子さんたち、縁が欲しいということで、自然の中で、自分の畑やフィールドでいつもの服装で、人と人が出会う場所をつくりたいということで、農業委員のほうで御尽力いただいて進めてこられているわけなのであるが、地元の農家の後継者、跡取りであるが、そのお嫁さん探しということで始められたようである。1人寂しく農業を長く続けても、年を取るだけであるので、そこで一つ人生の幸せを受け取ってもらえればありがたいということで、農業委員の女性の方が主体でこの事業は令和4年度から始まっている。そして加えると、農業委員が昨年、女性委員が4人に増え、女性委員だけでこの農縁については対応してきたわけなのであるが、今年度は4人体制ということで倍増し、さらに男性の農業委員からも手が挙がり、2人加わり6人体制でこの農縁を拡充していきたいということで、今農業委員が努力しているところである。

○相澤委員 婚活をきっかけということで始まっているかと思うが、趣旨が、この地域で就農してもらうことが目的だったら、現在跡継ぎがいない農家に、例えば新規就農したい人をマッチングするだとか、そういったやり方があったりだとかもすると思うのである。農縁という名前で婚活ベースで組み立てられている事業かと思うが、その婚活以外にも新規就農者を入れたりだとか、跡継ぎを、血縁がなくても入れたりだとかすることはできるのかなと思うので、そういったところは検討されているのかお聞かせいただきたい。

○農業委員会事務局長 おっしゃるとおりで、農業を盛り立てるところでいろいろなことを模索していかなければならない中であると思っている。そして元々は地元の男性の方の農業後継者ということで進めてはいるが、昨年度に関しては、県外から男性の方が農業をやりたいということで、希望を持って、実際今、地域おこし協力隊に入り、現在曲屋に勤めている。その方は果樹関係に興味があるということで、現在、どういう農業がいいかということも含め、いろいろなところの勉強会等も出ているような状況で、本来地元の農家、男性

の方の後継者ということでお話を進めてまいったが、県外からもそういう方が入ってきたケースもあるので、今後地元農家ということだけではなくて、非常に課題は大きいと思うが、基本的な農家を始めるにしても機械が必要だったり、必要最小限の農地であるとか生活する空間であるとか、いろいろなものが重ねて必要になってくると思う。このシステムは構築されていないわけであるが、この辺は今後の研究課題ということでいろいろな機関であるとか、また委員の皆様から御指導いただきながら、内容を詰めていければありがたいと思っているので、他の委員も含めてこの辺の話も、委員から出た意見を情報共有しながら今後のことを考えてまいりたいと思う。

○相澤委員 先ほども言ったが、結婚以外の形でも農業を継いでくれる、農地を耕作してくれる人が来てくれて、農業が盛んになっていくというのが趣旨としては外れないのかなと。望ましいことなのかなと思う。また、その県外の方が協力隊として来てくれて、後々農業をやってくれるということも非常に素晴らしいことだと思うので、そういった取組をこれから広げていっていただきたいと思うのが1点と、あと県外の方が新たに新規就農ということでこちらに来る場合には、移住というような側面も関わると思うので、ぜひ観光交流課と連携を図るなりして、例えば県外でこういった取組があるということを広報周知したりだとか、そういった活動にも範囲を広げていっていただければ、さらにいい事業になるのかなと思うので、御検討のほどよろしく願います。答弁は結構である。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 令和4年度から始まったということで、過去2回実施をされているのであるが、どういうところから大体、何人ぐらいの方が令和4年度、5年度、女性の方が参加しているのか、例えば県内で市外の方が何人だとか、県外からも来たよとか、そういうことが分かれば教えていただきたい。

○農業委員会事務局長 現在うちのほうで把握しているのが、細かいところまで把握してなくて、1回の参加者がおおむね10名程度ということで進められている。そして女性のほうは沼田市内の方が当初はいなかったりしたということで、参加者はあったのであるが、なかなか多数のニーズが集まるというところまで至っていなかったのであるが、今後の広報活動であるとかいろいろな伝達手法を活用しながら更なる参加に努めてまいりたいと思っている。基本的にはなかなか、地域単体ということにならなくも……。沼田市以外の方、もしくは県外の方も多少なりとも参加はあると。女性の方。ということで御理解いただければと思う。

○委員長 ほかに。齋藤委員

○齋藤委員 こちらの参加者の方の実際の声、感想とかそういったものはどういった声があったのか教えていただければと思う。

○農業委員会事務局長 意見というよりは参加された方にアンケート調査を行っている。希望、このような婚活、また参加したい、何回あったらいいかということで、2回であるとか3回、4回。多数開催してほしいという意見がまずある。今後の開催なのであるが、いろいろ内容的なものを含め、農業体験だけではなく、地域のいろいろな観光資源も活用しながら、そういう場をつくっていただけたらありがたいという声が聞かれている。そのほかにも楽しいイベントや、ガーランド作りであるとかリング狩りも協力しながら楽しくできてよかったという意見が多数聞かれているので、今後もそのアンケートの意見等を参考にしながらイベ

ントを開催していけたらと思っている。

○齋藤委員 もし分かればいいのであるが、その参加者のリピート率であるとか、例えば改善点など参加者から見た、もっとこうするとよりよくなるなどか、そうした改善点みたいな御意見はあったのかどうかお聞かせいただければと思う。

○農業委員会事務局長 リピーターの関係は大変申し訳ないが把握はできていない。改善点に関しては、いろいろなところでこのような場を設けてほしいということで、具体的な話については先ほど申し上げた部分になってしまうので、今後、実績のほうを精査しながら丁寧にまとめてまいりたいと思うのでよろしくお願いします。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ以上で農業委員会事務局を終了する。

ウ 観光交流課

・所管・調査事項報告

○委員長 続いて観光交流課の所管に係る事項について、報告をお願いします。観光交流課長。

○観光交流課長 それでは、観光交流課の報告事項であるが、3点となる。

はじめに、1の吹割の滝開き並びに無事故安全祈願祭についてであるが、国の天然記念物であり、本市屈指の観光名所である吹割の滝へ来られるお客様の安全と観光誘客を目的に、4月18日木曜日、午前10時より利根町追貝地内にて利根町観光協会の主催で実施する。昨年5月に新型コロナウイルスが5類へ引き下げとなったことから、関係者と協議の結果、5年ぶりにお客様をお招きしての開催を予定している。また、祈願祭終了後、歩きはじめの儀を行う。コースは会場から浮島、浮島から滝となっている。すでに正副議長、各常任委員長、経済建設の委員各位には御案内を差し上げているが、御出席について、よろしくお願いします。

次に、2の老神温泉大蛇まつりについてであるが、老神温泉観光協会の主催により、5月10日金曜日、11日土曜日の午前11時から午後10時まで、赤城神社及び老神の温泉街にて実施される予定である。内容については、赤城神社にて神事を執り行った後、御神湯守の儀、子ども白蛇みこし渡御、また夜には若衆蛇みこしの渡御が行われる予定である。さらに山口県岩国市より生きたシロヘビ2頭、こちらは天然記念物となっているが、こちらの展示も行われる予定である。

続いて3、2024 菌原湖堰堤まつりの開催についてであるが、5月26日の日曜日に、同まつりの実行委員会の主催で開催される。当日は、地元の方たちを中心に200人の事前申込を受け、午後1時30分から点検放流を予定している。なお、会場は菌原湖堰堤となっており、今回は地元の方々を中心に実施することとされており、お集まりいただいた地元の人たちに地域の魅力を知っていただき、それらの情報について市外への発信をお願いするという趣旨によるものとなっている。詳細については、チラシなど詳細が届き次第、事務局へ届けさせていただく。

また、報告事項として記載はしていないが、2点ほど報告をさせていただく。

まず1点目であるが、去る3月31日の日曜日に開催された、沼田駅開業100周年記念イベントでは、天候にも恵まれ、多くの方々に来場いただき、盛大に開催することができた。

沼田市としては、利根実業高校の生徒と先生を含めて10名の御協力をいただき、えだまメンチの販売と、地域おこし協力隊3名らによるマイ箸づくりと、協力隊の活動発表会を実施した。えだまメンチについては、400個ほど用意したが、イベント終了を待たず、早々に完売した。また、主催者の発表によると、約4,000人の来場とのことであった。

次に、本市を始め県内の女子高生をモチーフにしたアニメ、菜なれ花なれであるが、放送の詳細が徐々に明らかになってきた。すでに御存じの方もいるかと思うが、7月からテレビ東京系列で放送開始とのことである。また、オープニング・エンディングのテーマソングは、ゆずの北川悠仁氏がプロデュースするということが発表されている。こちらも情報がリリースされ次第、お知らせしたいと思う。観光交流課からの報告事項は以上となる。よろしく願います。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を受けたいと思う。まず報告事項、吹割の滝開き並びに無事故安全祈願祭について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ老神温泉大蛇まつりについて質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ2024 菌原湖堰堤まつりの開催について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ追加の、沼田駅開業100周年記念イベントについて質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に、菜なれ花なれについて質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で観光交流課を終了する。

以上で経済部各課の所管事項報告・調査事項説明を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。それでは次回の委員会については、事務局からの提案どおり実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それではそのように決定する。

以上で経済部を終了する。

(当局退室)

○委員長 休憩する。

午後2時24分～2時26分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

(2) 経済部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 それでは(2)の経済部各課の調査事項検討・意見交換に入る。発言のある委員は挙手の上、願います。相澤委員。

○相澤委員 先日、3月中に行われた川口物産展なのであるが、こちら市の職員も数名ついていて、沼田市内の企業も何軒か出店したということなのであるが、こちらの、そこにか

かるコストに対しての成果というか、費用対効果がどうなのかなというのは、調査報告として上げていただきたいと思います。

○木内委員 休憩願う。

○委員長 休憩する。

午後2時27分～2時29分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

○木内委員 そうすれば、相澤委員の調査の案件であるが、費用対効果もそうであるが、どのような効果を見込んでいるのかとか、そういったものも入れて聞いていただければと思う。

○相澤委員 例えばであるが、先ほど話して思っていたが、農縁が県外の人に来てくれるというのであれば、農縁のことをその川口物産展で周知したりだとかというのも、なしではないのかなと。来ているのがあれだったのであるが。移住。

○委員長 そうというのは質疑でもあった。そのときに聞いて。農縁の話も。

○相澤委員 それなので市の事業がどんなものがありますとか、この老神のまつりとかもそうであるが。

○委員長 ほかに。野村委員。

○野村委員 農林課に調査してもらいたいと思うのであるが、耕作放棄地というのがある。その耕作放棄地の取扱いを今農林課でどんなふうに考えているのか。今、早生樹というので、5年ぐらいで結構育つ木、ハルシベヤナギというのだけれど、それがバイオマスの燃料に転用できるのである。それを耕作放棄地みたいなところで育成できると、非常にそれがCO₂削減に貢献するのである。だから、農地だから樹木は駄目だよという考えでとらわれると、全然話にならないのである。けれども、耕作放棄地みたいなそういう農地はこれから確実に増えていくのである。農業をやる人はどんどん少なくなっているんで、だからそういう農地の取扱いの中で、ハルシベヤナギみたいなものを育成することができるようになるのか、可能性があるのかどうか、その辺のところを調査事項として調べてもらいたい。

ハルシベヤナギ、竹と柳のいいところの特性を取ったものなのだが、5年ぐらいでなかなかの木になるのである。だからそれをバイオマスの燃料にできるのである。それを育成する場所が少ないわけである。山の中で山林の育成みたいな考え方でやるということになると、結局搬入が物すごく大変になってしまうのである。だから里でそういうものが育成できると、そういうことができるのである。

○委員長 ほかに。

○相澤委員 ちょっと脱線してしまうのだがよいか。先ほど野村委員のおっしゃった柳を植えるというのは、農地に植える場合は雑種地に……。

○委員長 農地転用しなければならない。

○野村委員 農地だから、樹木ということになると、農地にそれを植えることが許されるかどうか。

○委員長 それも含めてということであろう。

○野村委員 山林なら問題ないのだけれど、山林だと搬入の問題があるから、山の中に植えたのでは駄目なのである。だから里でしたいわけである。

○委員長 何かそういう前例があれば許可が出そうであるが、その辺もどうに検討しているかというので。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければここで調査事項について事務局に確認をさせるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

(事務局 調査事項について確認)

○委員長 確認が終わった。ただいまの内容のとおりとさせていただくのでよろしく願います。

以上で経済部の調査事項の検討と意見交換を終了する。

それでは準備のため休憩する。

午後 2 時 37 分～2 時 45 分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

(3) 都市建設部各課の所管・調査事項報告

ア 建設課

・所管・調査事項報告

○委員長 それでは、次第の 3、(3) 都市建設部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。最初に建設課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いする。建設課長。

○建設課長 調査事項、薄根川サイクリングロード崩落箇所への対応について報告する。

薄根川サイクリングロードについては、薄根川の堤防の管理道路を自転車の普及促進を図るため、群馬県がサイクリング道路として整備したもので、完成後、管理は市に委任され、自歩道路線として認定し管理を行っている道路である。御指摘の崩落箇所については、平成 27 年に発生した豪雨災害により、滝坂川が薄根川に合流する地点にある橋梁部において、河床の洗掘と護岸石積の崩落等があり、通行には危険な状況であることから通行止めとした。その後、平成 30 年に補修復旧工事について県と協議を行ったが、現状の橋梁部分が滝坂川の川幅を極端に狭めている状況であること、また、橋梁の位置が堤防や護岸などの設計の基本となる薄根川の計画高水位をクリアしていない橋であるなど、河川管理上問題があり、県沼田土木事務所で補修工事の実施を認められなかった経過がある。その後、何度か県とも協議を行ったが、補修工事を認められなかったため、令和 2 年 3 月の市議会にて、市道寺久保線の路線変更を決議し、この部分の市道認定を外し、現在は滝坂川の約 60 メートル上流に架かる天狗滝橋を通るルートをサイクリング道路の迂回路として利用していただいている状況である。

続いて、添付させていただいた図面であるが、こちらの説明をさせていただきたいと思う。まず写真①であるが、赤線の部分、これは薄根川の河川区域である。薄根川の両側に引いてある赤い部分、赤線が薄根川の河川区域。それと黄色い線は、滝坂川の砂防管理区域である。これは両方とも県が管理している。続いて写真を御覧いただきたい。左上の①、それからその下の②部分、橋梁部崩落箇所の写真である。それからその下の③、橋梁崩落箇所を上流から見た写真である。滝坂川の河道、川幅が極端に狭くなっていることが確認できると思う。その次に 4 番と 7 番の写真を御覧いただきたい。道路の閉鎖状況である。ここはバリケードを出して通行止めとしている。次に⑤番である。天狗滝橋、平成 10 年架設から滝坂川の上流を見た写真である。川幅の広さが確認できると思う。これは砂防堰堤である。それから⑥

番、サイクリングロードを寺久保橋方面に見た写真である。それから8番、9番である。天狗橋付近からサイクリングロードへと続く市道の状況である。ここを迂回していただいている写真である。この図面の赤く丸で囲んだ部分が天狗橋の崩落している箇所となる。説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。内容について順次質疑を行う。まず調査事項、薄根川サイクリングロード崩落箇所への対応について質疑はあるか。相澤委員。

○相澤委員 まずこの天狗滝橋を通らなければいけないというルートが、要はサイクリングロードは基本的に歩行者もしくは自転車等が通るところだと思うが、天狗の橋を通過してしまうと、道路、車が行き交うところわざわざ迂回するような形で通らなければならないということと、あと川沿いのサイクリングロードが通れたら嬉しいということと、あとそもそも通れなくなったところが、言い方が悪いかもしれないが、工事現場みたいな通行止めという形でずっと放置されている状態だと。地域住民からすると、迂回を余儀なくされてなおかつ車が行き交う、少し交通量のあるところを通らなければならないし、ずっと放置されている見栄えの問題というのもすごく気にしている地域住民の方々がおり、これに対してどのようなお考えなのかというのをお聞かせいただければと思う。

○建設課長 ここの部分を通行止めとさせていただいているのは、そこが危険であり、また一部、自転車等、歩行者等に市道を使っていただいて、機能が果たせるような形で迂回をさせていただいているような状況であり、工事の提案等を県のほうにもさせていただいたが、市のほうで実施ができない状況となっているので、その辺を今後、県のほうにも再度聞き取り調査をさせていただいて進めていかなければならないと思っている。

○相澤委員 工事が市のほうではできなくなっているということか。今おっしゃられたのはそういうことか。

○建設課長 工事を市のほうでやりたかったのであるが、県の河川区域であるので、どうしても河川区域の許可を得るために、計画高水位より上で工事をしなければならない。結局その高水位より下というのは洪水ができて、構造物が流されたりするので、その辺で許可をいただけていない状況であるために、市のほうでは手を出せないという状況である。

○相澤委員 引き続き、こちらサイクリングロードが一本化して、通行できることが望ましいのかなと思うし、地域住民もそれを望んでいる方がいるので、そちらを検討していただくとともに、現状、通れなくなっているのであれば、もう5年以上であろうか、放置された感というか、見栄えの問題もあるのかと思うので、いつまでも手つかずで通行止めという看板がずっと出ているというのは、あれこれいつ直るんだい、と地域の方々が心配している方もいるので、地域の方々が見栄えの問題でも、納得していただけるような形で進めていただければ幸いかなと思うので、その辺いかがか。

○建設課長 おっしゃるとおりであるので、県のほうにも聞き取りをして、どういった方策が可能であるか、その辺も話をしに行きたいと思っている。それから見栄えの関係であるが、その辺も現地を見て、どういった方法が分かりやすいか、迂回するにしてもどういったふうに使っていただくのがいいか、その辺を検討してまいりたいと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で建設課を終了する。

イ 建築住宅課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、建築住宅課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いする。建築住宅課長。

○建築住宅課長 それでは、調査事項となっている空き家対策、解体促進への取組について御説明させていただきます。

空き家対策、解体促進への取組については、「沼田市空家等対策計画」を平成30年度において策定したが、その前段として、平成28年度に空き家の実態調査を行い、815件の空き家が報告され、またその再確認によりアパートなどを除き、753件の空き家の所有者の方へ、空き家となった理由や管理状況などについてアンケート調査を実施した。

この調査により、金銭的な理由により解体ができないとの回答が最も多く、所有者等の費用負担が障害となっているという結果が得られた。

この結果を踏まえ、空き家対策として建築住宅課においては、空き家対策計画の策定以前から耐震改修促進計画を所管しており、空き家対策計画に先行して、地域の安心安全、市内の住宅の耐震化率の向上の施策として、平成29年度から空き家解体補助金事業を実施している。

実績としては、平成29年度から令和5年度までの7年間で、227件、6,475万2,000円の補助金の交付をしている。

各年度の内訳については、お配りした資料のとおりである。令和6年度においても、25件分、予算については750万円を計上して、4月の広報及びホームページにも掲載をしたところである。

また、毎年約500件から600件程度の空き家の所有者の方へ、年1回、空き家の解消及び適正な管理についての文書を送付している。

本年度についても、同様に文書の送付を予定しており、ホームページにおいても、空き家の適正管理について掲載しており、課内の窓口にもパンフレットを設置して、周知に努めているところである。

なお、平成28年度のアンケート調査では、空き家の売却の意思も確認しており、売却の意思を示した方には、同意を得た上で、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会沼田支部へ情報を提供しているところである。

以上、空き家対策、解体促進への取組について、報告させていただいた。

○委員長 報告が終わった。内容について質疑を行う。まず調査事項、空き家対策、解体促進への取組について質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 平成28年度に空き家の調査をされて815件、その後アパートを除いて753件ということだったが、現状ではどれぐらい空き家があるのかというのは把握されているのかどうか。それと、年間でいくと大体30件から40件からの補助金の申請が出ているわけであるが、今年度については25件分ということで、大体9月の補正で足りない分については対応されてきたというふうに思うが、ただ、例えば30件なり25件で、8月ぐらいに予算を使い切ると、結局9月で予算を取るからそれまで待ってくれということを窓口でおっしゃっておられるようなのであるが、もう予算を取るというのが分かっているのであれば、

8月でもし仮にいっぱいになっていたとしても受付をして、どんどん工事を始めてもらったほうがいいのではないかなと思うが、そういうことについてはどうお考えなのかお聞かせいただければと思う。

○建築住宅課長 現状については、平成28年度のときに調査した以来、大変申し訳ないが調査はしていない。新たに空き家になったところも増えているとは思いますが、もう一度調査の必要性は感じているところである。

また、予算については、副委員長がおっしゃるとおり、予算計上を9月に、多分足りなくなり補正で取ることになると思うが、ただ受付をしてしまうと、補助金のほうは解体前に申請をしていただくということなので、もし予算がつかなかった場合は、そのときの保証というか、そういうことが難しいので、受付をしてしまうというのはどうかということであると思う。

○副委員長 空き家の状況というのは刻々と変わっていくのだというふうに思うのである。であるから、適切に、時期を見て把握をしていくということは必要であるので、今後、まあ今年度中にやれとは言わないが、計画を立てて、空き家の状況というのを把握していただきたいということは、重ねてお願いしたいと思う。それから、この空き家の補助金というのは、比較的人気がある補助金の1つではないかというふうに思い、年度で見ると大体30件から40件ぐらい補助金の申請をされているので、結果として先ほど言ったように、9月の補正で、30件の予算が使い切ったとしても、9月の補正でまた対応をするのであるから、結果としては同じなのだから、早く解体をしたいという人に応えるためには、仮に8月でいっぱいになっていたとしても、9月に取るのだからというので、どんどん申請を受け付けてもらってもいいのではないかなという気がするが、その辺についてはやはり予算がないと補助金は出せないということなのであろうか。もう1回聞かせていただければと思う。

○建築住宅課長 おっしゃっていることは十分理解はしているが、実際補正でもし取れなかった場合は、お断りするようなことになってしまうわけなので、それを受け付けてしまうと、申請した方はもらえるということで理解をしてしまうと、それはそれでこちらでは対応できないということになって、解体をしたのにお金がもらえなかったということであると、本人にも御迷惑がかかる。その辺は明らかに補正が取れたところで対応ということにしたいと考えている。

○副委員長 それはそれで分かったので、例えば8月の途中でいっぱいになったと。それで8月中にもう予算を使い切っているということで、その使い切った後に補助金の申請をされた方が、9月の補正予算が通ったときに、順番的には先に補助金を受けることができるのかどうか。例えば9月の補正で通ったとしても、大体9月の半ばから末ぐらいにかけて、多分20日前後になるから、8月の時点でそういう話をしていた人が、結局9月の補正が通った時点ですぐ申請をした方が先になってしまう、補助金を受け取るのが先になってしまう、先にそういう相談をした人が、後になるということにはならないのか。要するに、予算を使い切った時点で相談に行った方が、優先的に補助金を受けられるような、そういう状況にはなっているのかどうか、確認させていただきたい。

○建築住宅課長 申し訳ないがその辺は、今まではもう受付は多分していない状況で、先ほどの説明の繰り返しになってしまうが、万が一予算、補正であるので、つかなかった場合の対応ができないという結果になってしまうと御迷惑をおかけすることにもなるので、ただ受

付のタイミングとかに関しては、また課内で検討させていただければと思う。

○委員長 ほかに。木内委員。

○木内委員 空き家対策補助金についてなのであるが、先ほど予算についての御説明とか、計画についてお伺いしたところであるが、長期的に見ていくべき問題と考えており、当然この空き家というのは、使える空き家であれば有効的に使えるのだと思うが、崩れてしまって、もうどうにもならないというのが、当然景観的にも好ましくないし、治安的にも不安があるし、または、場合によっては小動物のすみかになってしまう。そういった中で、今年度の予算は限られているとは思いますが、今後何年も継続していただきたいのと、今後どんどん空き家、そういった壊すことが望ましい建物が目に見えて増えてきてしまうと思うので、次年度以降になるかもしれないが、その枠の上限であるとか増額の検討については、今後されていくつもりがあるのかどうか、お聞かせ願えればと思う。

○建築住宅課長 委員のおっしゃるとおり、空き家は増えていくものと認識はしている。また崩れて本当に危険ということであれば、市のほうでは取り急ぎ所有者に御連絡は差し上げるが、行政代執行という法律でこちらのほうで解体するということも可能であるので、その辺はすぐに調査はできないかもしれないが、近いうちに、先ほども説明させていただいたが、調査を検討するということで御理解いただき、また予算については、市の財政のほうと協議になるが、なるべく多く予算を確保できるようには努めてまいりたいと思う。

○木内委員 関連してなのであるが、いわゆる利用可能な空き家というものの把握が非常に重要になってきて、そういったものをしっかり行政として把握しておくことで、移住者であるとか、そういった呼び込みというか、そういうものにもつながってくると思うので、まず沼田に住んでみたいという方にこういった物件がありますよ、というのが、以前お伺いしたところによると不動産屋の関係にお任せしているような部分も聞いているので、行政としてもしっかりと把握していただければと思うが、それについて何かお考えがあればお聞かせいただきたい。

○建築住宅課長 市の職員のほうで、市内の空き家を全て調査するというのはなかなか難しい状況だと思う。ただ、最近は調査を依頼するというか、受けていただける業者も増えてきているようであるので、その辺は予算等もあるので、検討させていただくのと、あと利用に関しては、空き家解消にすぐつながるということではないが、観光交流課のほうで空き家バンクということで、先ほど説明させていただいた空き家の、協会のほうで情報提供していただいて、移住促進ということで、それも空き家の解消の一端になるかと思い、そちらのほうも御利用いただければと考えている。

○委員長 ほかに。野村委員。

○野村委員 解体補助金の交付の条件の緩和をお願いできないかなと思っているのである。というのは、親が高齢で、高齢がゆえに親が亡くなって、親の住んでいた家が空き家になって、ただその親の住んでいた家のすぐ隣接に子供が生活をしている場合、解体の補助が受けられないのである。子供が施主で親の家を解体することについて、解体の補助金の交付が受けられないというのは、近くにいるから管理ができるのだという理由で、受けられないのである。だから解体をしようと思った家から離れている、遠くに離れている子供の場合は、解体の補助を受けられるのだが、解体をしようとしている物件の隣接に子供がいる場合は、その子供さんが自力で解体をしなければならない。それは、資力がある人はそれでもいいので

ある。ただ、今物すごく高齢化になって、もう90近い親が亡くなった場合、その息子たるやもう相当な高齢なのである。だから当然、現役で仕事をしている世代ではない人が結構多いのである。だから必然的に収入も少なくなる。だけれども、家が老朽化して、もうそのまま放置しておくわけにいかない、危ないし、だから解体をすると。そういったときに、その隣接に子供がいて、その子供が解体の補助金を受けられないという条件を、一部そういうケースバイケースで補助金を受けられるような対応をとっていただけるようお願いができる、助かる人が出てくるのではないかと。多く、これからますますそういう人が出てくる可能性があるのではないかと考えているのである。その辺のところをそちらで検討していただけると助かる人が今後増えてくるので、ありがたいなというふうに思っているのであるが、その辺のところはどうか。

○建築住宅課長 対象者については、沼田市空き家解体補助金交付要綱に載っている。第3条に補助対象者ということで、空き家の対象の登記事項証明書に所有者として記録されている者、もしくはその相続人、またはそれらの者から同意を得た者ということになっている。相続人であるならば対象ということになるので、その建物がどういった経緯で誰の所有ということで、その区別がないと補助金を全ての方に出すのは難しいかと思うので、内容については、要綱の内容をもう少しみ砕いて理解して、検討させていただければと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で建築住宅課を終了する。

ウ 上下水道経営課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、上下水道経営課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いします。上下水道経営課長。

○上下水道経営課長 それでは、上下水道経営課の報告事項、沼田市水道事業経営戦略について御説明する。1ページを御覧いただきたい。

はじめに、本市水道事業の現状と課題である。

本市の人口は減少傾向が続いており、これに伴い水道利用者也減少している。

一方、水道インフラの老朽化の進行による修繕、改築等の需要が高まっており、さらには物価上昇等による維持管理費の増大も懸念され、財源確保が喫緊の課題となっている。そのため、水道事業の持続可能な経営環境の構築を目指す必要がある。

第1章、沼田市水道事業経営戦略について、経営戦略の策定背景と目的として、水道は市民生活を支える大変重要な都市基盤施設の1つであるが、人口減少に伴う水道料金収入の減少、施設の老朽化により、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。これらを踏まえ総務省は、経営戦略策定を要請しており、これにより水道施設の整備、維持管理、災害対策等の費用や財源の見通しの把握、経営基盤の強化など、効率的な事業運営を図ることが可能になる。

計画期間については、令和6年度から15年度の10年間とする。

第2章、水道事業の現状、沼田市水道事業の概況であるが、令和4年度末時点での給水人口は2万3,288人、年間総有収水量は251万3,950立法メートルとなっている。

浄水施設は約100年、管路施設についても約30%が法定耐用年数40年を経過しており、老朽化が課題となっている。

右下の図の経過年数であるが、令和4年度末のデータを基にしているのもので、最も古い浄水施設は98年とあるが、本年度には100年目を迎えることとなる。

次のページを御覧いただきたい。

水道料金の水準。一般家庭1か月当たり水量20立方メートルの場合、本市の水道料金は、消費税込みで2,510円である。

同条件で比較すると、全国平均を807円、県内平均を44円下回る水準となっている。

次の、経営比較分析では、指標を用いて経営状況を分析する。

(1) 経常収支比率。収益で費用をどの程度賄えているかを示すもので、近年110%台で推移していたが、直近では100%を下回る傾向にある。

(2) 累積欠損金比率。毎年度の赤字の累積度合いを示すもので、令和3年度に損益赤字を計上したが、翌年度に利益積立金により解消され、現在は0%である。

(3) 流動比率。短期的な債務に対する支払能力を示すもので、近年、1,000%超と高水準で推移していたが、直近では900%を下回り、減少傾向にある。

(4) 企業債残高対給水収益比率。給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を示すもので、近年では140%台と優良な水準であるが、今後、施設更新のため、多額の企業債発行が見込まれ、悪化が予想される。

次のページを御覧いただきたい。

第3章、事業を取り巻く経営環境、行政人口の推移。水道事業の経営を支える料金収入は、当然のことながら行政人口に大きな影響を受ける。本市の行政人口は、令和2年度時点で4万5,337人で、昭和55年頃をピークに減少傾向が続いている。

第4章、理念と経営基本方針、水道事業の理念として、「SAVE WATER ～次世代につなぐ水道事業」を掲げ、経営基本方針については次のとおりである。

水道施設の老朽化対策。安全で強靱な水道の実現には、老朽化した水道施設の適切な改築・更新が必要である。浄水場及び関連施設、老朽管の更新を実施する。

更新財源の確保。水道施設の更新事業を実施するには財源が必要となり、料金水準の見直しにより財源確保に努める。また、適切な料金体系の在り方も検討していく。

経営目標。計画期間中である令和6年から15年度における、具体的な経営目標を定める。

経営課題として、水道施設の老朽化、財源の確保を掲げ、計画期間中の具体的な目標として、新浄水場の建設及び供用開始、配水池、管路等の更新を継続的に実施し、経年劣化率の低減を目指す、計画期間中に料金改定を実施、内部留保金残高3億円以上を確保、企業債残高対給水収益比率750%以下と定めている。

次のページを御覧いただきたい。

第5章、将来の経営環境、将来の行政人口見通し。令和22年の行政人口の予測は、3万3,181人で、減少傾向が続く見通しである。

水道料金収入の見通し。人口減少の影響を受け、今後10年間で約10%減収する見込みである。

第6章、投資と財源に関する取組、投資に関する取組としては、新浄水場建設を最優先事業に位置付け、その他の老朽施設更新を同時進行で実施する計画で、10年間の総事業費と

して約 7.1 億円を見込んでいる。

右の表の新浄水場関連事業については、用地が 2.5 億円、新浄水場建設が 45.0 億円、送水管更新が 14.3 億円で、概算事業費の合計 61.8 億円となる。

現在、ホームページや広報などで浄水場建設事業費 87 億円と掲載しているが、そのうち経営戦略期間である令和 6 年から 15 年度の概算事業費が 61.8 億円ということであり、その他の既設浄水場の撤去や配水池の更新などについては、この経営戦略期間以外の工事となるので御了承いただきたい。

次のページを御覧いただきたい。

財源に関する取組として、水道料金を主たる収入とし、料金水準の在り方について検討を行いつつ、規律ある地方債の運用により財源確保に努める。また、市長部局と協議して、一般会計繰入金の活用を検討する。

なお、現状、国庫補助金の活用予定はないが、令和 6 年度より水道行政が厚労省から国交省へ移管されたことを踏まえ、国の動向に注目しながら、採択可能な補助事業を模索する。

第 7 章、投資・財政計画、料金改定の検討として、現行の料金水準で推移した場合、令和 13 年度に内部留保資金が枯渇し経営破綻となる予測であり、収支を改善するため、料金改定の検討案を策定した。急激な負担増を避けるため、一定期間を置いて 2 段階で改定するプランとしている。

1 回目の改定時期は令和 7 年度を想定し、現行に対し平均で 29% の改定となる。2 回目の改定時期は、1 回目から 5 年後の令和 12 年度を想定し、1 回目の改定料金から 19.4% の改定となる。現在の料金を基準とすると、54% の改定となる。

次のページを御覧いただきたい。

投資・財政計画。料金改定した場合の投資・財政計画による主な指標の見通しである。

(1) 経常収支比率。収益で費用をどの程度賄えているかを示すもので、料金改定により当面は黒字が確保できる見通しであるが、新浄水場の稼働後は資本費が増加し、減価償却費が発生することで、最終年度は損益が悪化し、赤字に転落する。

(2) 累積欠損金比率。毎年度の赤字の累積度合いを示すもので、損益赤字を発生させないことにより 0% を継続するが、最終年度の令和 15 年度の損益が赤字の見通しにより、計画期間以降に累積欠損金が発生する見込みである。

(3) 流動比率。短期的な債務に対する支払能力を示すもので、1 年以内に支払うべき債務に対し、支払うことができる現金がどのくらいあるかを示すもので、料金改定により内部留保資金が一時的に増加するが、その後の新浄水場建設の支払いにより、指標が落ち込む見通しである。

(4) 企業債残高対給水収益比率。給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表すものである。料金改定と規律ある企業債発行により、最終年度は目標の 750% 以下を達成する見通しである。

次のページを御覧いただきたい。

料金改定をした場合の将来の見通しである。料金改定を 2 段階で実施することにより、表にあるとおり計画期間の全ての経営目標が達成できる見通しである。今後も、安定的で持続可能な水道事業の実現のため、更なる経費削減等、経営改善策を検討する。

第 8 章、経営戦略の事後検証等。次の経営戦略の見直し予定時期は、令和 11 年 3 月を

予定している。5 ページにある令和 1 2 年度の 2 段階目の料金改定前に経営戦略を見直す事で、適切な料金改定に努めたいと考えている。

経営戦略概要版の説明は以上となるが、この経営戦略により、水道料金の見直しは不可欠との結果になった。

については本年度、適正な水道料金の在り方について広く意見を聴取するため、「沼田市水道料金あり方検討委員会」を設置する。

委員については、高崎経済大学米本教授を始め 6 名の方をお願いし、4 月 1 8 日に委嘱式を予定している。

今後は、検討委員会を開催の上、本市水道料金に対し様々な御意見を広く頂戴する予定である。

上下水道経営課からの報告は以上である。

○委員長 報告が終わった。内容について質疑を行う。まず報告事項、沼田市水道事業経営戦略について質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 この計画について市民の方にはいつ提示をするというか、話をされるのか。4 月の広報に載っていなかったような気がするので、広報とかそういうものを通じて、ホームページを通じて知らせていくことになるのだと思うが、いつ頃市民の方には知らせていくことになるのか、決まっていれば教えていただきたいと思う。

それから料金の改定をされるということだが、今の時点で料金の改定をするということの中で、新浄水場の建設ということも踏まえてこのパーセントで上げていくと。改定率が 2 9 %と 1 9 . 4 %という 2 段階に上げるというのは、新浄水場の建設も含めて、この率で料金を改定していくということなのか。その辺を教えていただきたいと思う。

○上下水道経営課長 まず市民の方への周知、この経営戦略の周知であるが、まずは常任委員会で報告させていただいて、今後速やかにホームページ等で知らしめていきたいと考えている。

それと料金の 2 段階の改定に対する、新浄水場の建設を踏まえた料金の改定かということであるが、新浄水場を踏まえて料金を改定するつもりでいる。

○副委員長 できるだけ早く市民の方には知らせていただきたいということをつけ加えさせていただきたいと思う。それと新浄水場の建設を踏まえて、料金の改定率というのをはじき出したというか計算をされて、導き出してこられたということであるが、先ほど課長もおっしゃったように、人口が減少しているという中で、どれぐらいの浄水場を造っていくのか。それによって料金の改定率も大幅に変わってくるのではないかと。特にもう人口が減っていくというような状況の中で、大きいものというか、そういうことはもう考えられないと思うが、そういった新浄水場の建設、規模と合わせてこの料金をどうしていくのかということとは、検討されてきたのかどうか。改めてお聞かせいただければと思う。

○上下水道経営課長 まず新浄水場の規模はどの程度かという話であるが、既にホームページ等で市民の皆さんに提示させていただいている 8 7 億円というものがあると思うが、そちらを踏まえて設定したものとなっている。設定したというか踏まえて、経営戦略の中でこのぐらい必要ではないかということで、先ほど申したように 2 段階で、最終的には 5 4 %という、今の料金を元にとすると 5 4 %という料金にされたが、実際にどの料金にするかというのはこれから先ほど申した、あり方検討委員会で委員の皆さんにいろいろ御意見をいただいて、

その場合決定することになる。

○副委員長 新浄水場を造る際には、国の補助金はほとんどないというふうに思うのである。それで私は知らなかったのであるが、今度国交省のほうにその水道事業が移管されることになるから、何らかの補助金を確保して、市の財政負担を減らしていくような方向、それによって料金の上げ幅を幾らかでも抑えていくような、そういう取組というのが必要ではないかと思うが、国からの補助金の確保に向けてどういうふうに取り組んでいくのか。桐生が梅田の浄水場を新しく造る際に、水道料金を全国平均並みにしないと補助金を出さないみたいなこと言われた。それは、私は真偽がどうかというのは分からないが、水道料金を全国平均並みにしないと補助金を出さないよ、というふうに国から言われたなんていうようなことを言っている人がいたので、今回沼田も浄水場を新しく造る際に、水道料金を全国平均並みにしないと、国からの補助金は来ないことになるのかどうか。桐生は3,000万円ぐらいそれでもらったみたいな話を聞いたが、そういうことがあるのかどうか。分かれば教えていただければと思う。

○上下水道経営課長 先ほど副委員長がおっしゃったとおり、水道料金のある程度の水準というのがあり、あまり安いと補助金はいただけないのである。その分水道料金を上げればいいじゃないか、というようになって。ある程度上げきって、それでもどうしようもないという状態の中で補助金をいただけるというのが現状である。水道料金というか、水道料金の水準である資本費というものが全国平均より上というのが最低条件になり、国交省のホームページの水道施設整備費国庫補助交付要綱一覧というのを用意してきたのであるが、それを見ると水道の浄水場建設に関わる交付金というのが、見当たらないというか、簡易水道等施設整備費の国庫補助金というまず大きくくりがあって、その次に水道水源開発、新たに水源を設ける場合の補助金という項目がある。もう1つ大きな項目として、水道施設の災害復旧等に関する補助金という項目があり、現状国交省の方に移管したが、そこで調べた限りは、浄水場の新設に国庫補助金をいただけるという、そういうピンポイントのものは見当たらなかったで、今後もいろいろ調査をして、もし対応できるものがあればいろいろ考えていきたいと思う。

○委員長 ほかに。野村委員。

○野村委員 流動比率のところで、内部留保資金が一時的に増加したが、今現在、内部留保資金というのは何億円くらいあるのか。

○上下水道経営課長 水道事業についてはおよそ10億円となっている。

○野村委員 補助金の話も今出たが、結局水道事業というのは公益で、要するに利益がある事業だという捉え方をされているみたいである。だから補助金が出ないのだという話みたいなのだが、今回大きなお金を投じて浄水場を造るわけであるが、ここの6ページの一番最後のところに企業債残高対給水収益比率とあるが、最終年度に目標として掲げる750%以下を達成するというが、収益の7.5倍かかるのであるという、そういう解釈でいいのか。そうすると、今は推測で令和15年の給水の人口というのか、それを推計で、予想で立てて計算していると思うが、実際に水を買ってくれる人がどんどん少なくなった場合に、この収益の7.5倍がもっと大きくなる可能性がなきにしもあらずなのである。その辺私も懸念しているが、なるべくそうにならないように、いろいろ考えながらやっていくと。だけれど考えながらやっていくということの裏づけは、水道料金に転嫁をしていかないと、それがかなえ

られないという、そういう部分があるわけであろう。だから相当水道料金が上がる可能性は、私は確実にあるのかなと思うので、その辺のところは市民の皆さんにお伝えしなければならない時期が来たときには、ある程度の話はしておいたほうがよろしいのではないかという気がするが、その辺のお考えがあったらお聞かせいただければと思う。

○上下水道経営課長 まず、令和15年度になると現在の予測以上に給水人口が増えなくて、この計画以上に収益が悪化するのではないかという懸念があるのではないかというお話、私どももそれを懸念しており、この経営戦略については、おおむね5年を目安に見直すことが推奨されている。計画期間の最終年度の令和15年度は、経営戦略の見直しの年となっているので、再度その時点で経営状況を踏まえ、持続可能な水道事業の経営戦略を策定し、実施したいと思う。

また、市民にどのようなタイミングで周知するのかというお話であるが、まず、あり方検討委員会を今年度、開いていくのであるが、その内容についてはその都度ホームページ等で周知したいと思う。また、新料金が決まった暁には、多分新年度に入るかと思うが、4月の広報ぬまた、またはホームページ、併せて全戸配布のチラシ等で市民の皆様に周知する。

○野村委員 沼田市の上水道だけでなく、簡易水道組合の関係も大変厳しい状況に今あるわけであろう。沼田市に15ぐらいあるのか、簡易水道が。それで今ある程度経営が健全化されているなというところが、池田の簡水と硯田なのである。ほかはもう全くやりくりが大変で、なぜかという、水をつくるのに物すごく経費がかかるので、今みんな簡易水道組合が大変な思いをしているわけである。だからこれから沼田市の上水道と簡易水道とを総合的に考えていかないと、簡易水道のほうもかなり厳しい状況になっているなど。だから私が今一番お願いしたいのは、池田の簡水に町田と少なくとも三峯。この2つの簡易水道組合は助けていただけるような方向で、池田の簡水に協力を求めていければいいかなという思いが強いのであるが、そういうものも合わせて今後の検討の課題として、上下水道経営課のほうで考えていただければありがたいなと思うのである。よろしくお願いしたい。答弁は結構である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で上下水道経営課を終了する。

以上で都市建設部各課の所管事項報告・調査事項説明を終了する。

○都市建設部長 委員長よろしいか。休憩願う。

○委員長 休憩する。

午後3時40分～3時42分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

それでは次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、その日程ということで決定する。

以上で都市建設部を終了する。

(当局退室)

（４）都市建設部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 それでは、次第の（４）都市建設部についての調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員は挙手の上お願いします。木内委員。

○木内委員 三峰の盛土の関係であるが、継続的に……。

○委員長 そうである。各月ごとにとという話であったので、前はやっていないので、今回は。

○木内委員 今回、聞いていただければと思う。

○副委員長 盛土の経過と現状である。

○木内委員 その事業をされる方がどこまで進め始めているかとか。

○野村委員 老神の崩落は所管が違うのであったか。

○委員長 あれは建設課でもあるし、どこから突っ込むかという話であるが。それも聞くか。建設課でいいのか。老神の崩落について。

○副委員長 建設課でいいのではないか。

○野村委員 具体的な回答というか、説明はない。

○副委員長 進展がない。

○木内委員 ちょっと検討してもらえればと思うのだが、今回こういったことを聞きたいと思い御用意したものが、ほぼほぼ回答をいただいたのであるが、先ほどお答えいただいたもので大丈夫かどうか。

（木内委員が調査事項検討資料を各委員に配付）

○委員長 そうである。今日の報告の中で大分、そういうことである。

空き家の解体についてもそうである。

○木内委員 野村委員が聞いてくださったような、簡易水道の経営状況というか、各簡易水道組合の経営状況なり、今後の対策なんていうのをあらかじめ聞いておいても。ざっくりは当然、おっしゃるように、順調な簡易水道とそうでない簡易水道が明確に……。

○委員長 出してもらうわけにはいかないか。

○副委員長 それは簡易水道の状況というのでよいのではないか。各簡易水道組合の経営状況を出してもらって。

○委員長 細かいのはいいとしても、儲かっているのか儲かっていないのか、儲かっているところはないか。

○副委員長 硯田は儲かっているのではないか。

○野村委員 池田は、木内委員のところは、元がかからないから。電気は使わないし。

○委員長 結局何というか、沼田横塚産業団地は別として、発知に関しては、企業が増設すると言っているのではないか。この前も言ったが、今回の沼田の工事で水が足りないのである。何とか受水槽を大きくしてやるよ、と言っていて、現状の工場でもぎりぎりだよ、もう水をこれ以上やれないよ、という。発知の簡易水道である。それで今度南側を５年後に増設しますよ、という。全然足りない話ではないか。そういう場所がまずあるかどうかというのと、その簡易水道でお金がないから、本管を太くできないよ、と言ったらどうするのだと。

○木内委員 当然簡易水道の漏水だとか、そういったものの問題も出始めているので、体力のない簡易水道は自力でもう直せない。

○委員長 そうであろう。それで例えば要望があったとしても工事はできないと言ったときに、市としてどういうふうに……。

○木内委員 先ほどお話だと簡易水道に関しては、国交省であったか、補助が。

○副委員長 企業の拡張に伴う水の確保についてというので聞いても。

○委員長 私なりに突っ込んでいっていいのか。

○副委員長 向こうがどういうふうに答えるか。

○委員長 ではそれでよいか。

○副委員長 北部工業団地への水の供給についてというのでいいのではないか。状況と今後の対応についてというので。水が足りているのかどうか、今後拡張する際には水が足りるのかというのを聞きたいということで。簡易水道の。

○木内委員 よいか。簡易水道なのであるが、そういった体力のある簡易水道に小さい簡易水道が合併というのか、そういうことが望まれてくるようになると思うのであるが、そういった計画は進めているのかとか、考えがあるのかとか。当然それぞれの簡易水道も、地区にお住まいの方が減ってきて、水道料としての収益が上がりなくなってくると思うので、改修工事であるとか、このプリントにもあるような耐震化率というのか、そういった補修工事もできなくなってくると思うので、そういったことについて何か計画があるのか。

○野村委員 池田の水を町田とか三峯に買ってもらって。

○委員長 水自体はいっぱいあるのか。

○野村委員 水はある。全然、話のほか。

○副委員長 池田はすごい。どんどん出てくる。

○委員長 ではそれこそ経営戦略的にも、整備のほうにしてみても、企業が足りないよ、と言ったら計画をある程度、簡易水道組合と協議をしないとであろう。

○野村委員 だから、沼田市が中に入っていかなければ駄目である。

○副委員長 それは市が入らないと。

○木内委員 地元の簡水は当然、代々守られてきたものであって、その中で蓄えられた力が、お金の面に関してもあると思うので、それを、市民が平等だと考えれば、何らかの形でこうやって分散されていくこともいいことかなと思うのである。

もう水が潤沢なのは理解できているので。理解できているのだけれども、どこまでそれをほかの、下流側に供給できるかっていうのは、ある程度試算が必要になるかと思うのである。

○委員長 そこはやはり市が入ってやらないと、絶対……。

○木内委員 いいですよいいですよ、と言って地元の水が足らなくなったら本末転倒なので。

○副委員長 簡易水道組合にアンケートを取ったときは、あらかた合併しないと言ったのである。上水道のほう料金が安いから、だから嫌がられたりだとか。

○委員長 各簡易水道でどのくらい違うのか。

○副委員長 みんな簡易水道によって料金が違うから、三峯とか町田は上水道よりも高かったような。池田はうんと安いのではないか。うらやましいくらいに。

○委員長 どうに聞か。

○副委員長 だから簡易水道の上水道への合併についてというので、状況はどうなっているのかとか。各簡易水道組合の意向というかがどうなっているのかも含めて。あとはその北部工

業団地への水の供給についてということで。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければここで調査事項について事務局に確認をさせるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

（事務局 調査事項について確認）

○委員長 確認が終わった。ただいまの内容のとおりとさせていただくのでよろしく願います。

以上で都市建設部の所管に係る調査事項検討と意見交換を終了する。

（５）今後の日程について

○委員長 それでは、（５）今後の日程について事務局より日程案説明を行う。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。皆様そのように御承知おきいただきたいと思うのでよろしく願います。

ほかに、委員から何かあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で経済建設常任委員会を終了する。